



「レターパック」で現金を送金させる 振り込め詐欺事案発生！！

○その手口は・・・！

犯人Aは、被害者に商品のパンフレットを送りつけた上で、被害者に電話をかけ、「パンフレットは届いていないか？お金はこちらで払うから商品を買ってくれないか？」と取引を持ちかけ、さらに後日、「あなたの代わりに金を払い、商品を購入した」と被害者に連絡。

その後、警察を名乗る者から「Aが取引の件で逮捕された。あなたも逮捕されるぞ。逮捕されないためには弁護士費用を送れ。」などと脅してレターパックに現金を入れて送るように指示して、だまし取ろうとしたものです。～「レターパック、宅配便で現金を送れ」は詐欺！！～

⑤ 逮捕されたくない！

③ 取引成立

① Aと言いますが、パンフレット届いてませんか？

② 数日後

④ た逮捕！

⑥ 友人に話してみた・・・

「それは、詐欺よ!!!」

「いえいえ」

「送付物は、「本」と書いて送って下さい。誰にも言わないように！」

「Aです。何度もすみません、パンフレット届いてませんか？」

「これですかね！」

「はい、いいえ・・・」

「はあ・・・わかりました」

「良かったら、こちらでお金は払いますから、パンフレットの商品を買ってもらえませんか？」

「お金払わなくていいなら・・・」

「Aと言いますが、パンフレット届いてませんか？」

「Aです。何度もすみません、パンフレット届いてませんか？」

「送付物は、「本」と書いて送って下さい。誰にも言わないように！」

「た逮捕！」

「友人に話してみた・・・」

「それは、詐欺よ!!!」

「いえいえ」

◆ 顔の見えない相手からの「お金の話」「あわてさせるような話」は、詐欺を疑う！

一人で判断せずに、すぐに身近な人や警察等の相談窓口にご相談する！

警察相談電話 #9110

警察情報ダイヤル 0120-110-874